資料２

事務局からの報告

令和元年度　はぐくむ条例に関連する事業の進捗について（令和２年１月時点）

１．全体をとおして

- はぐくむ条例施行に伴い、政策企画課だけではなく、各担当課で協働や市民参画を意識した取組みが増えつつある。また、協働に特化した全職員向け研修を実施することにより、市民協働や市民参画の意識付けをすることができた。
- ただ、現状として、はぐくむ条例が市職員に深く浸透していない。市職員がはぐくむ条例を理解するための取組みの強化が必要であり、強化した上で各担当の取組みにどこまで落とし込めるかが課題。
- 単にはぐくむ条例の認知度を上げるだけではなく、まちづくりに関わるプレイヤーを増やしていくために、一律ではなく、対象それぞれに対して効果的な情報発信、巻き込み方が必要。
- 子どもの頃からはぐくむ条例や協働のまちづくりに対する意識付けのための取組みが必要。

２．情報共有に関連すること（２例）

はぐくむサポーター制度	・平成 30 年度 10 月より運用開始。はぐくむ条例の基本原則である、情報共有、市民参画、協働のまちづくり、相互の尊重を推進するために創設。 ・はぐくむ条例の応援をしてくださる方、協働のまちづくりに積極的に参画いただける方に対し、市から原則電子メールで情報を提供（郵送でも対応中）。 ・興味のある方、知りたいと思っている方に、確実に情報を届け、参画してもらうために直接的なやり取りを実施している。 ・令和２年１月時点で 74 名の登録があり、令和元年中に６回配信した。
はしもと出前講座【各課室】	・市政全般への関心を高めていただき、市民協働・市民参画の推進を図るため、市政について広く市民の皆さんに知ってもらえるよう、学習機会の充実を図ることを目的として実施。 ・令和元年 10 月から「はしもと出前講座」として実施しているが、それまでにも各課室で要望に応じて出前講座を実施していた。令和元年 10 月からの実施にあたり、これまで出前講座メニューがなかった課室も講座メニューを作成し、令和２年１月時点で 40 以上のメニューがある。 ・これまで同様、出前講座メニューにない内容であっても、可能な限り各課室が要望に応じて出向いて説明を実施している。

３．協働のまちづくりに関連すること（２例）

アダプト制度 【まちづくり課・都市整備課】	・平成 31（令和元）年度より開始。行政と市民が２人３脚で行うまちづくり制度のひとつで、公園や道路を養子に見立て、市民の皆さんが里親となってボランティアによる美化・清掃活動を行い、行政が支援する。 ・令和２年１月時点で、８団体が登録している。 ・市職員有志による市役所周辺の清掃ボランティアも実施している。
地域づくり活動交付金	・平成 31（令和元年）度から、「公募型の補助金」の助成制度を開始。 ・複数の地域（区・自治会）において共通する課題と課題をつなぎ合わせ、これを解決することを目的に、複数の地域（区・自治会）と一緒に課題解決に取り組むボランティア団体および市民団体（NPO 法人を含む）に対しての交付金。 ・令和元年度採択事業 ①不登校児童生徒、その保護者の方々を対象とした相談活動 ②食を通じたコミュニティ形成モデル事業

４．市民参画に関連すること（２例）

すこやか橋本 まなびの日	・はぐくむ委員会と事務局の協働で、すこやか橋本まなびの日に参画。準備の段階から委員会と事務局の協働で行なった。 ・また、アンケート調査を２種類実施し、普段なかなか聞くことができない子育て世代の意見を中心に吸い上げることができた。
市民委員の公募 【人権男女共同推進室】	・平成 20 年 3 月策定の「橋本市人権施策基本方針」の改訂及び施策の推進について、令和元年度より「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」で審議。 ・策定時には市民公募委員は０名であったが、今年度ははぐくむ条例施行に伴い、市民公募委員の枠を設け、２名の市民公募委員に参画いただいている。